

平成 21 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン  
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文  
( J A S D A Q ・ コード 8892 )  
問合せ先 執行役員 古 川 格  
電 話 06-6223-8067

## 社債権者集会の結果に関するお知らせ

当社が発行いたしております株式会社日本エスコン 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件転換社債」といいます。）に関し、平成 21 年 10 月 28 日（ジュネーブ時間）に、ジュネーブにおいて社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）が開催され、本社債権者集会の決議をもって、本件転換社債の社債要項を変更すること等が承認されましたので、お知らせいたします。

### 1. 本社債権者集会の開催に至る経緯

#### (1) 事業再生 ADR 手続及びその進捗状況

平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の利用申請を行い、同手続の下で当社の事業の再生を図ることを目指すことといたしました。

事業再生 ADR 手続の進捗につきましては、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」、同年 8 月 27 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況及び事業再生 ADR 手続のスケジュール変更に関するお知らせ」、及び同年 9 月 28 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」をご参照ください。

現在、当社は、平成 21 年 10 月 29 日に開催予定の決議会議の続会において ADR 対象債権者全員の同意をもって事業再生計画案を成立させていただくことを目指しているところです。

#### (2) 公募社債の期限の利益の喪失及びその取扱いに関する社債権者との協議

平成 21 年 6 月 26 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 29 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月 30 日付「(訂正)『社債の期限の利益喪失に関するお知らせ』の一部訂正について」及び同年 7 月 13 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ（経過報告）」にてお知らせしました通り、当社は、同年 6 月 26 日を償還期限とする株式会社日本エスコン第 2 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）を償還することができず、それに伴い、同日の経過をもって株式会社日本エスコン第 1 回無担保社債（社債間同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といい、本件第 2 回社債と併せて「本件国内社債」といい、本件国内社債と本件転換社債を総称して「本件社債」といいます。）についても期限の利益を喪失し、本件転換社債についても、支払代理人である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch が同日に本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言したため、同年 7 月 13 日に期限の利益を喪失いたしました。

当社は、これらの本件社債について、事業再生 ADR 手続における手続対象債権者との協議と併行して、社債権者との間で協議を進め、その弁済計画等について合意することを目指すこととし、本件国内社債につきましては、平成 21 年 7 月 22 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」、同月 31 日付「社債に関する支払猶予のお知らせ」、同年 9 月 25 日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」及び同年 10 月 2 日付「社債に関する支払猶予のお知らせ」にてお知らせしました通り、本件国内社債の各社債権者集会の決議及び東京地方裁判所の認可決定をもって、最終的には同年 10 月 29 日まで、その支払を猶予していただき、本件転換社債につきましても、本件国内社債の支払猶予期間と同様の同年 10 月 29 日まで、その支払を猶予していただくことにつき、各社債権者から個別に同意を取得する作業を進めてまいりました。

そして、平成 21 年 9 月 25 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同月中旬から、本件社債の社債権者に対する正式な提案を個別に開始し、当該提案においては、本件社債を長期かつ分割で額面償還させていただくことを基本的な

弁済計画として提案しつつ、当社による本件社債の買入れというオプションを提案させていただいておりました。

(3) 本社債権者集会の招集

以上の経緯を踏まえ、当社は、本件国内社債について、長期かつ分割での額面償還という基本的な弁済計画等を承認していただくため、本件第1回社債及び本件第2回社債のそれぞれについて、社債権者集会を招集し、平成21年10月28日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当該各社債権者集会の決議をもって、本件第2回社債及び本件第1回社債ともに、その社債要項を変更すること等が承認されました。

当社は、本件転換社債についても、本件国内社債と同様に長期かつ分割での額面償還という基本的な弁済計画等を承認していただくため、本社債権者集会を招集するに至ったものです。

2. 本社債権者集会の決議の概要

本日、本件転換社債の本社債権者集会において承認された決議の概要は、以下の通りです。

なお、上記の決議は、事業再生ADR手続における決議会議において事業再生計画案を原案どおり承認する旨の決議が成立することを条件として、その効力を生じます。

(1) 社債要項の変更

本件転換社債の要項を、2009年11月11日を効力発生日として変更いたします。社債要項の主要な変更部分の概要は、下表の通りです。

<社債要項の主要な変更部分の概要>

|             |   |
|-------------|---|
| 元本償還の方法及び期限 | (1) 2013年5月10日から2016年11月10日（最終償還期日）までの毎年5月10日及び11月10日に、額面100円につき12.5円で8回に分割して償還し、最終償還期日に未償還額の全額を償還する。<br>(2) 当社は、2009年11月11日から最終償還期日までの間、30日以上60日以内の事前の通知をすることによって、未償還の社債の全部（一部は不可）を、当該時点における残元本額で償還することができる。 |
| 利率          | ・ 利息期間の最初の日又はその直前日において株式会社三井住友銀行が公表している短期プライムレートとする。  |
| 利息支払の方法及び期限 | ・ 2009年11月11日からこれを付け、その後の各年5月10日及び11月10日に、同日に終了する各利息期間に対応する利息を支払う。  |

※ なお、本件転換社債に付されていた新株予約権は、2009年7月13日に行使期間が満了したことに伴って既に消滅しております。

(2) 債務不履行責任の免除

Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branchが2009年6月26日に宣言した本件転換社債の債務不履行を免除していただきます。

なお、当社は、本件転換社債の社債権者に対し、別途、2009年7月14日から同年11月10日までの期間に対する遅延損害金を、2009年12月25日に支払います。

以上